

送り付け商法

注文がないのに商品を一方的に送り付け、消費者が「受け取った以上、支払わなければならない」と勘違いして支払うことをねらったものです。福祉目的をうたい、寄付と勘違いさせて商品を買わせるものもあります。



〈主な商品等〉

書籍、ビデオテープ、福祉名目の商品など

〈アドバイス〉

- 注文していないのに商品が一方的に送られてきた場合、もちろん代金を支払う必要はありませんし、品物を送り返す必要もありません。法律で、14日間経過すれば品物を自由に処分できることになっています。
- 代引きで送られてきたときは、誰か注文しているかどうか確認できるまで受け取りを保留しましょう。